座間市教育委員会9月定例会会議録

1 開会日 令和5年9月13日(水)

2 場 所 座間市役所 5 階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘

委員 鈴木 義範 委員 北村 美奈子

委員 有山 周一

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 髙木 力

就学支援課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真

教育指導課長 下斗米 淑子 教育研究所長 石田 正行

生涯学習課長 吉野 芳絵 図書館長 飯田 京子

5 書 記 教育総務係長 佐藤 雄一 教育総務課主事補 岡﨑 郁弥

6 開会時刻 午前9時34分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	4 4	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	4 5	座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱	就学支援課長	承認

No.	報告番号	報告事項名	報告者	結果
1	1 1	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	

8 閉会時刻 午前9時48分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会9月定例会を開会いたします。

本日は、馬場委員から欠席の連絡を受けておりますが、在任委員に教育長を含めた 人数の過半数が出席していますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14条第3項の規定により、会議は成立するものといたします。

お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は9月13日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に 鈴木委員と北村委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 8月16日(水)教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、有山 委員出席です。

8月23日(水)市長定例記者会見、教育長出席です。

8月24日(木)市中学校総合文化祭 開会式・文化部発表部門、教育長出席です。

同日、教育における情報通信の利活用促進をめざす超党派国会議員連盟(教育 ICT 議連)と市区町村首長・教育長との意見交換会(オンライン)、教育長出席です。

8月29日(火) 市議会第3回定例会 開会・提案説明、教育長出席です。

8月30日(水) 市議会第3回定例会 総括質疑、教育長出席です。

9月2日(土) 市総合防災訓練、教育長出席です。

9月3日(日) 秋季学童軟式野球大会・0462. net 杯争奪ジュニア軟式野球大会開会式、教育長出席です。

同日、相模川クリーン推進運動、教育長出席です。

9月4日(月)市青少年健全育成大会起草委員会議、教育長出席です。

9月5日(火)現代美術展「Swim To・・・」、教育長見学です。

9月6日(水)市議会第3回定例会 一般質問、教育長出席です。

9月7日(木) 市議会第3回定例会 一般質問、教育長出席です。

9月8日(金) 市議会第3回定例会 一般質問、教育長出席です。

同日、講演会 地域みんなで参加する「自信のタネ授け」、教育長出席です。

9月9日(土)「SDG s エコポスターコンクール 2 0 2 3」作品審査会、教育長出席です。

同日、SC相模原15周年記念ドリームマッチ、教育長出席です。

9月11日(月)市長表敬訪問(安達柊真さん、北大翔さん、座間中学校3年生、 ソフトテニス部、関東大会出場/和田紗瑛さん、座間中学校3年生、高城希さん、 座間中学校2年生、ソフトテニス部、関東・全国大会出場)、教育長出席です。

木島教育長 以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。 2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第44号、並びに報告第11号につい ては、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ござい ませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、議案第44号、並びに報告第11号は非公開といたします。 また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件を行うことといたします。 それでは、議案第45号「座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱」について、 説明をお願いいたします。

(野澤課長 挙手)

木島教育長 野澤就学支援課長、お願いいたします。

野澤課長 6ページを御覧ください。提案理由ですが、就学援助の認定の範囲を拡大いたした く提案するものでございます。

> 8ページを御覧ください。新旧対照表で説明いたします。まず第2条ですが、「次に 掲げる」を改正案にあるとおり「次の」に改めました。

> 続いて第3条の2、「前項の規定にかかわらず、教育長は、保護者又は主たる生計維持者の所得がない又は著しく減少したことにより、前年所得金額を用いて適否を決定することが適切でないと判断するときは、前年所得金額にかかわらず、当該世帯における申請時点の所得状況により適否を決定する。」としていたものを改正案にありますように、今申し上げた内容を改めて第1号とし、第2号に「災害の被害等により当該年度中に急激に生活状況が悪化したとき、次に掲げる災害による公的な減免等を受けていることが分かる資料を基に適否を決定する。」ことを新たに追加いたしました。

減免等を受けていることが分かる資料については、次のア~エのとおりです。

続いて9ページを御覧ください。第5条の(申請)についての改正案ですが、 第3号「災害を受けた場合 災害による公的な減免等を受けていることが確認できる もの」を追加しました。

最後に第12条です。「次に掲げる」を「次の」に改めました。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

木島教育長ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(有山委員 挙手)

木島教育長 有山委員、お願いいたします。

有山委員 例えば風水害であったり、地震の災害の時にはどうなりますか。

(野澤課長 挙手)

木島教育長 野澤就学支援課長、お願いします。

野澤課長 基本的には、新たな改正案にもありますけれども、減免を受けるところがベースになります。減免を受ける災害等があれば、そこを基にして救えるという形になりますので、内容が風水害ですとか地震も含めて、こちらがベースとなります。

有山委員 ありがとうございます。

木島教育長 その他はいかがでしょうか。

御質問等もないようですので、議案第45号は承認することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第45号は承認いたします。

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。

ここからは、非公開案件の審議に移ります。

(議案第44号「座間市教育委員会職員の人事について」、並びに報告第11号「県 費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和5年10月18日(水)午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会9月定例会を閉じさせていただきます。